

指定居宅介護支援事業者向け資料

- ・ 介護支援専門員証の有効期限について 1
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員証等の特例措置について 2
- ・ 指定居宅介護支援事業所の管理者要件について 3～8
- ・ 主な指導事項 9～12

【重要なお知らせ】

介護支援専門員証の有効期間 ～確認してください～

介護支援専門員証の有効期間は5年です。

ご本人	→	必ず1年に1回 有効期間の確認を！
事業者	→	

有効期間切れで介護支援専門員の業務
(管理者業務も含む)を行った場合

介護保険法第69条の39第3項第3号により、

介護支援専門員としての登録が
削除^(※)される場合があります。

更新研修を受講したにもかかわらず更新手続きを忘れて
介護支援専門員の業務を行った場合、処分の対象となります。
有効期間の確認、更新手続きを必ず行ってください。

※登録の消除処分となった場合は、処分の日から起算して5年間は
介護支援専門員として登録できません。また、登録を受けるため
には介護支援専門員実務研修を再度受講する必要があります。

※令和5年8月現在、有効期間満了日が令和3年1月1日～令和5年12月
31日で大阪府登録の介護支援専門員に、特例措置が講じられています。
詳細は、大阪府／介護支援専門員情報のホームページをご確認ください。

【重要】新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員証等の特例措置について



特例措置の概要

新型コロナウイルス感染症の影響や大阪府介護支援専門員法定研修の実施状況等を踏まえ、下記の対象者については、大阪府が認める期間内は、介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格を喪失しない取扱いとします。

特例措置の対象者

大阪府登録の介護支援専門員で、有効期間満了日が**令和3年1月1日から令和5年12月31日**までの者

大阪府が認める期間

本来の有効期間満了日の翌日から**2年間**（有効期間満了日が令和3年1月1日から令和3年12月31日までの者は**3年間**）

特例証明の取扱い

対象者が介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格を証明する際、以下の**新型コロナウイルス感染症に係る資格喪失の特例適用証明**を提示することにより、有効期間満了後であっても資格が喪失していない特例期間を証明することができます。

- 有効期間満了日が**令和3年1月1日から令和3年12月31日**までの方は[こちら \[PDFファイル/60KB\]](#)
- 有効期間満了日が**令和4年1月1日から令和4年12月31日**までの方は[こちら \[PDFファイル/61KB\]](#)
- 有効期間満了日が**令和5年1月1日から令和5年12月31日**までの方は[こちら \[PDFファイル/60KB\]](#)

研修修了後の介護支援専門員証等の有効期間について

特例措置で定めた有効期間内に研修を修了した場合、新たな介護支援専門員証及び主任介護支援専門員の有効期間は、**現在の介護支援専門員証等の有効期間満了日の翌日から5年間**となります。

(例)

現在の有効期間満了日	特例措置の終期	新たな有効期間の始期	有効期間満了日
令和3年5月31日	令和6年5月31日 (※)	令和3年6月1日	令和8年5月31日

※この日までに必要な研修を修了の上、資格の更新が必要となります。

留意事項

・今回の特例措置によって、現在の有効期間満了日が2年（3年）延びるということではありません。特例措置で定めた有効期間内に、必ず更新に必要な研修を受講し、更新申請等をして下さい。

・[特例措置適用期間中の研修を受講について \[PDFファイル/237KB\]](#)をご確認下さい。

このページの作成所属

[福祉部](#) [高齢介護室介護支援課](#) [利用者支援グループ](#)



[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) > [福祉・子育て](#) > [高齢者](#) > [介護支援専門員情報](#) > 【重要】新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員証等の特例措置について

[お問合せ](#) [ユニバーサルデザインについて](#) [個人情報の取り扱いについて](#) [このサイトのご利用について](#)

大阪府
(法人番号
4000020270008)

本庁 〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 (代表電話) 06-6941-0351
洲川庁舎 〒559-8555 大阪府住之江区南港北1-14-16 (代表電話) 06-6941-0351

[大阪府庁への行き方▶](#)

主任介護支援専門員研修に関して

指定居宅介護支援事業所の管理者要件は
平成30年（2018年）4月1日から
主任介護支援専門員である必要があります。
(ただし、経過措置期間※があります。)

主任研修を修了していない指定居宅介護支援事業所の管理者（介護支援専門員）は、計画的に主任研修を受講するようにしてください。

但し、健康上の問題の発生や急な退職等、不測の事態により主任介護支援専門員を管理者に配置出来なくなった場合、保険者に必要な届出を行うことで、一定の期間、介護支援専門員を管理者に配置することが可能です。

※経過措置期間が令和9年3月31日まで延長されましたが、適用対象は、令和3年3月31日時点で介護支援専門員を管理者として配置していた居宅介護支援事業所において当該管理者が職務を継続する限り、に限定されています。つまり当該事業所が管理者を変更する場合、新たな管理者は、原則、主任介護支援専門員でなければいけません。

主任介護支援専門員研修の受講要件

1) 共通要件

- 1 居宅サービス計画書(第1表から第3表)を提出し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者
- 2 介護支援専門員研修のうち、実務経験者研修を修了している者で、かつ以下のいずれかに、該当する者
 - ・専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱを修了している者
 - ・実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了している者

2) 個別要件 1～4のいずれかを満たす必要があります。

- 1 専任の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者。(なお、指定居宅介護支援事業者管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)
- 2 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号 厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者(なお、指定居宅介護支援事業所の管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)
- 3 介護保険法施行規則第140条の66第1号のイ(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配属されている者
- 4 その他、介護支援専門員の業務に関し、十分な知識と経験を有する者であり、大阪府が適当と認める者。(なお、大阪府では、この基準については、1以外で、常勤の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者とする。)

" ĩ	Ö { \ÖÖ\ö\ö\Éf Æ%B ÷ î C	P \ÁÉ` \Öö\!-\!ö]]d]!\Ö]]E]][]0
	fi L	% fi & L
	fi fi fi L L fi L L L L L L fi L L fi L	
	fi % L fi &(%ö) L &	

